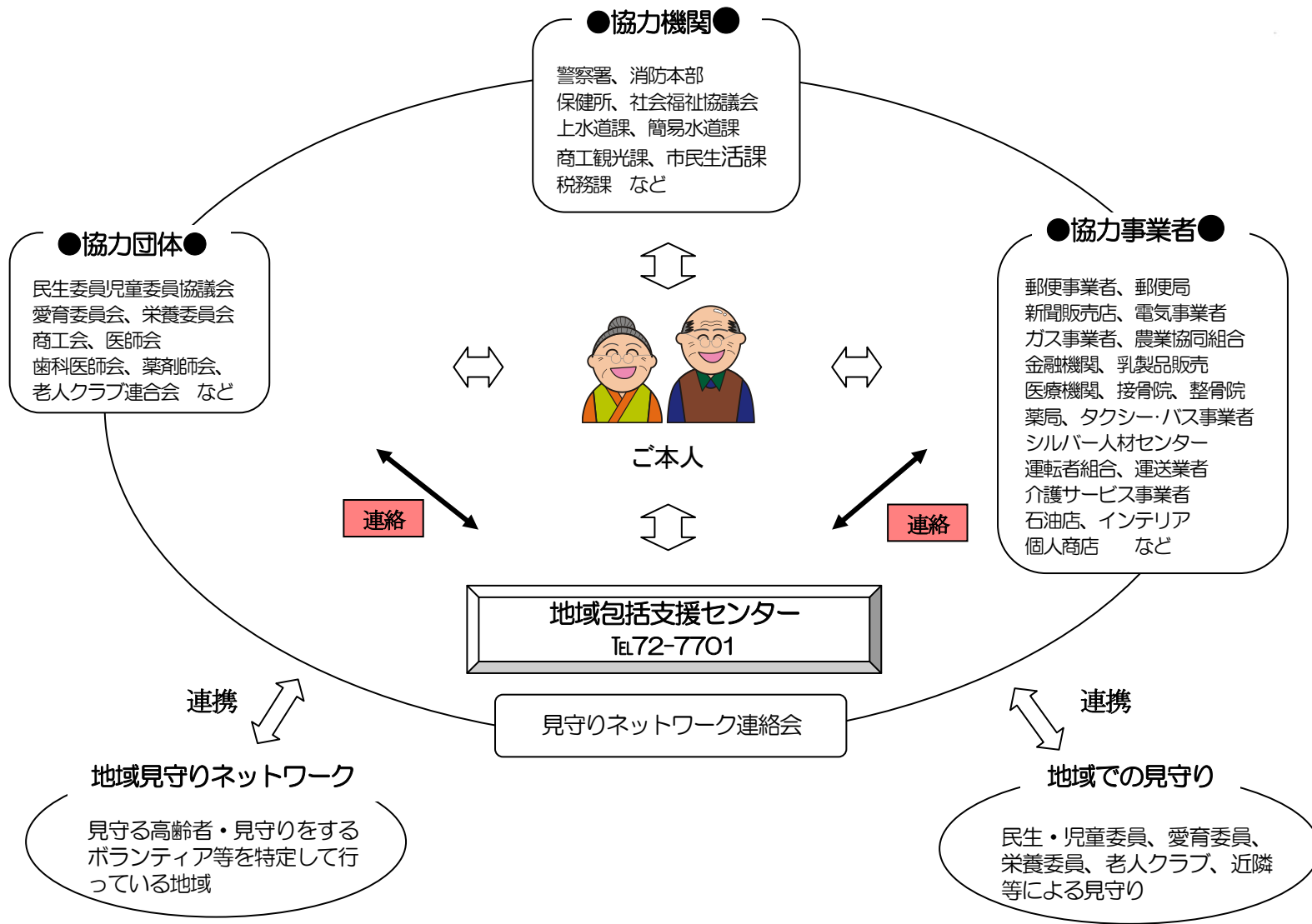




—— みまさか “ほっと” ネット 美作市高齢者見守りネットワーク事業

見守る人・見守られる人を特定しないで、市及び事業者等が相互に連携を図り地域全体で高齢者の見守りを行い、日常生活や業務の中で高齢者の異変やその恐れがあると確認されたときは、地域包括支援センターへ連絡していただきます。





(岡山県)

地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（様式）

①市区町村名	美作市
②人口（※1）	30,577人 ()
③高齢化率（※1） (65歳以上、75歳以上それぞれについて記載)	65歳以上 10,755人 35.17% () 75歳以上 6,784人 22.18%
④取組の概要	美作市高齢者見守りネットワーク事業「みまさか ほっと ネット」 住み慣れた地域で安心して生活していただくことを目的としたもの。見守り人・見守られる人を特定しないで、市及び事業者等が相互に連携を図り地域全体で高齢者の見守りを行い、日常生活や業務の中で高齢者の異変やその恐れがあると確認されたときは、地域包括支援センターへ連絡していただく。
⑤取組の特徴	・市内の事業者に見守りをお願いしている。
⑥開始年度	平成22年11月から
⑦取組のこれまでの経緯	市内の事業者に対して、個別訪問して協力をお願いしてまわった。 事業者登録をしていただき、登録証をお渡しをお願いしている。 1年1回であるが、登録者全体の高齢者見守りネットワーク連絡会を開催し、情報交換・研修会等をおこなって事業推進を図っている。
⑧主な利用者と人数	年間60件程度の通報
⑨取組の実施主体及び関連する団体・組織	美作市地域包括支援センター 公共的な活動を行っている5団体・協力機関9機関・高齢者の生活に係わる民間事業者133事業者
⑩市区町村の関与（支援等）（※2）	市で実施。予算は、包括支援事業で啓発用パンフレット作成料等30万程度
⑪国・都道府県の関与（支援等）（※3）	無
⑫取組の課題	事業者からの通報等はみられない。事業者全体で取り組んでいただくことが、むずかしい。高齢者見守りネットワーク事業として、業者へお願いするところと地域の見守りも必要であることから、地域づくりが必要である。
⑬今後の取組予定	・認知症のサポーター養成講座を実施の際に啓発。また、事業者に講座を受けていただくようにしていく。 ・各団体等の委員の交代時に説明にでむく。 ・地区社協活動の支援：小地域ケア会議が開催できるように支援する。
⑭その他	
⑮担当部署及び連絡先	美作市保健福祉部高齢者福祉課地域包括支援センター

※1 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を()内に記載してください。

※2 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。

※3 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。





美作市高齢者見守りネットワーク事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市及び事業者等が相互に連携を図り地域全体で高齢者の見守りを行い、高齢者に異変又はその恐れがある場合に、早期かつ的確な対応に繋げる高齢者見守りネットワーク事業（以下「ネットワーク事業」という。）の実施に必要な事項を定め、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう支援することを目的とする。

(愛称)

第2条 ネットワーク事業の愛称は、「みまさかほっとネット」と称する。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者の見守り 日常生活や事業活動において高齢者の安否を確認し、異変があったときは市に連絡することをいう。
- (2) 協力団体 市内に所在する公共的な活動を行う団体で、ネットワーク事業の趣旨に賛同したものをいう。
- (3) 協力機関 高齢者の支援にかかわる公共機関等で、ネットワーク事業の趣旨に賛同したものをいう。
- (4) 協力事業者 市内で事業活動を行う事業者で、ネットワーク事業の趣旨に賛同し、第6条第1項の規定による登録を行ったものをいう。

(事業内容)

第4条 ネットワーク事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協力団体は、当該協力団体の構成する者にネットワーク事業の趣旨等を周知し、高齢者の見守りを行うものとする。
- (2) 協力機関は、高齢者の見守りを行うとともに、異変又はその恐れがあると確認されたときは、市と連携・協力し、的確な対応を行うものとする。
- (3) 協力事業者は、ネットワーク事業の趣旨等を従業者に周知し、自らの事業活動において高齢者の見守りを行うものとする。
- (4) 市は、協力団体、協力機関及び協力事業者から高齢者の異変又はその恐れがある場合に係る連絡があったときは、各関係機関と連携し、速やかに適切な対応を行うものとする。

(協力団体及び協力機関の参加)

第5条 協力団体又は協力機関としてネットワーク事業に参加するものは、高齢者見守りネットワーク事業賛同書（様式第1号）を市長に提出するものとする。





(協力事業者の登録)

第6条 協力事業者としてネットワーク事業に参加する事業者は高齢者見守りネットワーク事業協力事業者登録申請書(様式第2号)を市長に提出し、市長は協力事業者として登録するものとする。

2 市長は、前項の登録をしたときは、当該事業者に、高齢者見守りネットワーク事業協力事業者登録証(様式第3号)を交付し、市のホームページ等にてその旨を公表するものとする。ただし、当該事業者が公表を希望しない場合は、この限りでない。

(協力事業者の登録の取消し)

第7条 市長は、協力事業者が登録の辞退を届け出たとき又は協力事業者として不適当と認めたときは、登録を取り消すものとする。

(高齢者見守りネットワーク連絡会)

第8条 市長は、ネットワーク事業の推進を図るため、高齢者見守りネットワーク連絡会(以下「ネットワーク連絡会」という。)を開催する。

2 ネットワーク連絡会は、次の者をもって構成する。

- (1) 協力団体の代表者等
- (2) 協力機関の代表者等
- (3) 協力事業者の代表者等
- (4) 市の関係職員

(個人情報保護)

第9条 協力団体、協力機関及び協力事業者は、高齢者の見守りに関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は高齢者の見守り以外の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、ネットワーク事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年9月1日から施行する。





様式第1号（第5条関係）

年 月 日

美作市長 様

所在地
名称
代表者氏名

印

美作市高齢者見守りネットワーク事業賛同書

美作市高齢者見守りネットワーク事業の趣旨に賛同し、協力団体・協力機関として参加します。

記

協力団体・協力機関

フリガナ	
名称	
代表者の職・氏名	
事務所の所在地	〒

担当者

フリガナ	
役職・氏名	
T E L	
F A X	





様式第2号（第6条関係）

年 月 日

美作市長 様

所 在 地

事業者名称

代表者氏名

印

美作市高齢者見守りネットワーク事業協力事業者登録申請書

美作市高齢者見守りネットワーク事業の協力事業者として登録を受けたいので、美作市高齢者見守りネットワーク事業実施要領第6条第1項に規定により、次のとおり申請します。

記

申請事業者

フリガナ	
事業者名称	
代表者の職・氏名	
事務所の所在地	〒
ホームページ等で事業者名の公表を（希望する・希望しない）	

担当者

フリガナ	
役職・氏名	
T E L	
F A X	





様式第3号（第6条関係）

美作市高齢者見守りネットワーク事業協力事業者登録証

第 号
年 月 日

事業者名称
代表者氏名 様

美作市長 印

年 月 日付けで申請のあった美作市高齢者見守りネットワーク事業協力事業者の登録については、美作市高齢者見守りネットワーク事業実施要領第6条第2項の規定により、年 月 日より登録します。

協力事業者

フリガナ	
名称	
代表者の職・氏名	
事務所の所在地	〒





高齢者見守りネットワーク事業
(みまさかほっとネット)
事業説明資料

美作市保健福祉部高齢者福祉課
美作市地域包括支援センター





1. 高齢者見守りネットワーク事業とは

高齢者の見守りについては、従来から民生・児童委員、愛育委員、栄養委員、地区社協や自治組織等の皆さんを中心に各地区で見守り活動を行って頂いているところですが、この事業は見守る人・見守られる人を特定せず、事業活動の中で見守りをして頂ける事業者を幅広く募り、見守りの輪を広げ、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活していただくことを目的としたネットワーク事業（愛称「みまさかほっとネット」）です。

2. 高齢者の見守り

「みまさかほっとネット」による見守りは、見守る人・見守られる人を特定せずに、事業の趣旨にご賛同又はご登録していただいた協力機関、協力団体、協力事業者の皆さんに、日常生活や業務の中で地域の高齢者をさりげなく見守っていただき、「気になるなあ…」「心配だなあ…」など気づいたことをご連絡していただきます。

事業者登録を機に、業務にご負担となるような声かけや安否確認をお願いするものではありません。

3. 連絡への対応

連絡を受けた「美作市地域包括支援センター」の職員が訪問等を行い、高齢者の健康状態や生活状況などを把握し、必要な支援や介護保険サービス、福祉制度など適切なサービスに繋がります。

地域包括支援センターの職員が訪問等対応後に、ご連絡いただいた方に結果報告の連絡をいたします。

4. 個人情報の保護

通報していただいた方の情報は、高齢者やそのご家族に確認が取れている場合を除き、高齢者やその家族には伝えません。

また、通報していただいた方につきましては、高齢者やその家族のプライバシーには十分にご配慮下さい。





5. 高齢者を取り巻く諸課題への対応

高齢化率の上昇に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増えており、また、認知症高齢者や要介護認定者等要援護者も年々増えてきています。

このような状況の中で、地域の皆さんによる見守りに加え、重層的に見守りを行って頂くことにより、

- ①認知症高齢者やその家族への支援
- ②高齢者の孤立防止
- ③高齢者の虐待防止
- ④高齢者の消費者被害の防止

などの高齢者を取り巻くさまざまな課題に取り組みます。

6. 高齢者見守りネットワーク事業の推進

高齢者の生活に係わる事業活動を行っている事業者の皆さんに、高齢者の生活をさりげなく見守っていただくため、高齢者宅を頻繁に又は定期的に訪問されている事業者の方や、地域で高齢者がよく利用されている事業所や店舗などの事業者の方にご協力をお願いしています。

今後も幅広く事業者の募集を行い、高齢者の見守りについて市域全体で意識が高まるよう事業を推進していきます。

7. 地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、平成18年の介護保険法の改正に伴い市町村に設置が義務付けられ、美作市においても平成18年4月から美作保健センター内に設置しています。

地域包括支援センターの業務は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう高齢者が抱えるあらゆる相談に応じ、必要な助言をはじめ介護保険サービスや各種福祉制度の利用支援、要介護状態にならないための介護予防事業、家族介護者への支援等を行っています。

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種の専門職の配置が義務付けられています。また、美作市では地域が広範囲に及ぶことから、旧町村ごとに地域ステーションを設置しており、身近な窓口で相談でき迅速に対応が図れるよう職員を配置しています。





8. ネットワーク連絡会

協力機関、協力団体及び協力事業者の代表者等の皆さんに集まりいただき、情報交換、研修会等を行い事業の推進を図ります。

9. 連絡の方法

別紙の連絡先へご連絡していただき、みまさかほっとネットでの連絡であることを伝えていただき、次の内容をわかる範囲でお伝え下さい。

項目	内容
高齢者氏名	高齢者本人の名前をお伝え下さい。
高齢者住所	高齢者の住所をお伝え下さい。 わからない場合は、〇〇付近等でお伝え下さい。
情報提供内容	家以外での異変の場合は、現地で目印になるものをお伝え下さい。
緊急対応の有無	緊急な対応が必要ない場合にはその旨をお伝え下さい。
情報提供同意有無	情報提供することについて、高齢者又はその家族に同意がとれている場合には、その旨をお伝え下さい。
情報提供者事業所名等	所属の機関、団体、事業所名をお伝え下さい。
情報提供者氏名	情報提供者の名前をお伝え下さい。
情報提供者電話番号	地域包括支援センターが対応後に連絡をします。





10. 連絡先

○平日（月～金曜日 午前8時頃～午後6時頃まで）

美作市地域包括支援センター ☎0868-72-7701
美作市北山390-2（美作保健センター内高齢者福祉課）

身近な窓口

勝田地域ステーション	☎0868-77-7111
美作市大町1727	（ケアサービスセンターかつた内）
大原地域ステーション	☎0868-78-0503
美作市古町1850-1	（大原保健センター内）
東粟倉地域ステーション	☎0868-78-3133
美作市太田152-1	（東粟倉総合支所内）
美作地域ステーション	☎0868-72-7701
美作市北山390-2	（美作保健センター内）
作東地域ステーション	☎0868-75-1111
美作市江見945	（作東総合支所内）
英田地域ステーション	☎0868-74-3881
美作市井口41-2	（ロマンシティあいだ内）

○休日・夜間（土日曜日、祝祭日、年末年始、平日時間外）

美作市役所	☎0868-72-1111
勝田総合支所	☎0868-77-1111
大原総合支所	☎0868-78-3111
東粟倉総合支所	☎0868-78-3133
作東総合支所	☎0868-75-1111
英田総合支所	☎0868-74-3111





11. 見守り例

倒れているかも…

- 新聞や郵便物がたまっている。
- 昼間でも雨戸が閉まっている。
- 洗濯物が干しっぱなし。
- 暗くなっても電気がつかない。
- ここ数日、姿を見かけない。
- 水道やガスのメーターが動いていない。
- 一人暮らし高齢者で最近姿を見かけない。

認知症かも…

- 不自然な服装をしている。
- 季節に合わない服を着ている。
- 服が汚れていて、お風呂に入っている様子がない。
- 徘徊していて自宅への帰り道がわからない。
- 道路に座り込んでいる。

虐待かも…

- 最近、どなり声がよく聞こえる。
- 転んだりしていないのにあざや傷が多い。
- 自由に使えるお金がないと訴える。
- 預貯金が知らないうちに引き出されている。
- 食事が十分にとられていない。

悪質商法かも…

- ふだん見かけない人がよく出入りしている。
- セールスや営業の車がよく停まっている。
- 訪問や電話におびえている。
- 健康食品や医療器具が必要以上にある。
- お金に困っている様子で節約をし始めた。

